

随意契約理由書

1 案件名称

2 3系車両4号線転用改造に伴う台車改造部品 [横バリスリ板外3点] 買入

2 契約の相手方

住友商事株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

車両運用計画に基づき、2 3系車両1列車を4号線にて使用可能な様に転用改造を実施する。

4号線では、相互直通区間である近鉄線内にて高速走行(90km/h)を実施しており、高速走行する事が可能な様に台車^(*1)改造を実施する必要がある。

本部品は当局地下鉄車両用として製作された新日鐵住金株式会社製台車の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。従って、ぎ装上^(*2)の互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。以上の理由により上記製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本件物品は、新日鐵住金株式会社製であり、唯一の代理店である住友商事株式会社以外では販売していないため、同社を特名するものである。

(*1) 台車・・・車両の走行に直接関連する装置で車輪、軸箱をはじめ、モータの駆動力を車輪へ伝達する歯車装置のほか圧力空気によるブレーキ作用を車輪へ伝える基礎ブレーキ装置などで構成された装置。

(*2) ぎ装・・・組立てた車体に機械・電気部品や内装などを取り付けること。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号 06-6585-6583)